

『佐賀型 県境ストップ支援金』よくあるご質問

Q．誰がこの支援金を受け取れるのですか？

A．県の休業要請等の直接の対象ではない飲食店等の食事提供施設（通常の営業時間が朝5時から夜8時までの範囲内の店舗）で、かつ、普段、福岡からの来客が概ね5割以上の店舗のうち、自主休業を行った事業者が対象です。

なお、事業者は法人、個人事業者（フリーランスを含む。）を問わず、県外に本社がある場合も対象となります。

Q．普段の福岡県からの来客の割合は、なにか証明する書類が必要ですか？

A．証明書類は必要ありませんが、普段の福岡県からの来客割合を「『佐賀型 県境ストップ支援金』に係る休業状況届出書（別紙1）」に記載してください。

Q．4月29日から休業していないと、支援金は受け取れないのですか？

A．原則として令和2年4月29日から令和2年5月6日までの全ての期間で休業を行った方が対象となります。（ただし、休業準備のため休業の開始が4月29日より数日間遅れた場合は、届出書にその理由や休業の開始時期を記載いただき、適当と認められる場合は対象とします。）

なお、提出の際には、休業したことを以下の方法で確認することになりますので、これらの記録を確実に保存しておいてください。

- ・休業期間を告知した店頭貼り紙の写真
- ・休業期間を告知した自社ホームページやSNSの写し 等

Q．休業を行っていたことを確認できるものがない場合は、どうなりますか？

A．確認するものがない場合は、対象にできません。

Q．営業時間の短縮を行った場合は、支援金の対象になりますか？

A．休業を行った方が対象ですので、営業時間の短縮を行った場合は対象にはなりません。

Q．通常の営業時間が朝10時から夜10時までの飲食店が、休業を行った場合は、この支援金の対象になりますか？

A．県の休業要請等の直接の対象ではない飲食店等の食事提供施設（通常の営業時間が朝5時から夜8時までの範囲内の店舗）が支援金の対象ですので、通常の営業時間が夜10時までの飲食店は、県境ストップ支援金の対象にはなりません。（お尋ねの場合は『佐賀型 店舗休業支援金』の対象となります。）

Q．店内飲食については休業を行ったが、テイクアウトサービスを行っている場合、支援金の対象になりますか？

A . 店内飲食を休業した場合は、対象となります。

Q . 店内飲食は休業します。デリバリーで営業を行っても問題ありませんか？

A . 問題ありません。

Q . もともと、テークアウトのみの飲食店は対象になりますか？

A . 対象にはなりません。

Q . まだ事業を始めたばかりだが、休業に協力した場合、支援金の対象となりますか？

A . 令和2年4月28日以前から、対象店舗に関する必要な許認可等を取得の上、運営している店舗であれば、対象になります。

(届出について)

Q . 届出書類はどこにありますか？

A . 佐賀県ホームページからダウンロードし、印刷してご利用ください。また、県産業政策課のほか、市役所・町役場や商工団体の所定の窓口でも配布いたします。

(URL : <https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00374195/index.html>)

Q . オンラインでの提出は可能ですか？

A . 令和2年5月7日(木)から令和2年5月31日(日)23時59分まで、以下のサイトから提出いただけます。

(URL : <https://www.sagagata-shien2.com>)



画面から、事業者情報等を入力いただくほか、提出に必要となる資料や写真等を添付して提出いただけます。

Q . 『佐賀型 県境ストップ支援金』に係る休業状況届出書(別紙1)、誓約書(別紙2)の「所在地」欄や振込先口座申出書(別紙3)の「住所」欄について、個人事業主の場合は施設の所在地か自宅の所在地かどちらの住所を書けば良いですか？

A . 自宅の住所をご記入ください。

Q . 届出の受付期間を過ぎてしまいました。遡っての届出は可能ですか？

A . 遡っての届出は受け付けできません。

(添付書類について)

【営業実態が確認できる資料】

Q．直近の経理帳簿は、いつ時点のものが必要になりますか？

A．届出者の方には、新型コロナウイルス感染症の影響により営業を休止するまで、恒常に営業していたことを証明したいいただく必要があります。令和2年4月28日までに貴社が作成した最新の経理帳簿等の写しをご提出ください。

Q．直近の経理帳簿とは具体的に何ですか？

A．例えば、直近3か月程度の売上帳簿や現金出納帳など営業活動を行っていることが客観的に分かる書類の写しが考えられます。

なお、最終的には、個々の事業者の営業実態を書類確認した上で、判断させていただきます。

Q．営業許可証の写しは必要ですか？

A．業種に係る営業に許可等が必要な場合には、必ず提出をお願いします。対象施設の運営にあたり、業種に係る営業に必要な許可等をすべて取得していることがわかる書類（写しで可）を提出してください。

（例）飲食店営業許可 等

Q．本人確認書類としてマイナンバーカード（個人番号カード）の写しを提出して良いですか？

A．マイナンバーカード（個人番号カード）をご提出いただく場合は、表面（写真が入っている面）のみコピーしてご提出ください。マイナンバーが記載された裏面のコピーは不要です。

【休業の状況がわかる書類】

Q．休業していることを第三者が分かる書類とはなんですか？

A．令和2年4月29日から令和2年5月6日まで休業したことがわかる店頭貼り紙の写真、自社ホームページやSNSの写しなどが考えられます。

休業する事業者等の名称や状況（休業の期間）がわかるよう工夫してください。

複数の施設が混在している場合は、対象の施設部分が休業を確実に実施していることがわかる書類を用意してください。

【その他の書類】

Q．届出者と通帳に記載されている口座名義が異なっていてもよいですか？

A．振込先の口座は本人の口座に限ります。

Q．誓約書は自作のものでもよいですか？

A．いいえ。必ず別紙2をご利用ください。なお、誓約書の最下部にある所在地、名称及び代表者名などの欄は、必ず自署をお願いします。

Q．追加で提出を求められる書類とは何ですか？

A．審査の段階で営業実態や休業の状況が不明瞭な場合は、別途資料の提出を求めることがあります。

なお、期限までに提出を求めた書類の提出がない場合や、不明瞭な部分が改善されない場合は不交付として決定させていただきます。

また、届出書類は返却いたしません。